

四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領

(平成25年7月30日 四資第19号)

1 設置の目的

四国森林管理局（以下「森林管理局」という。）の国有林材の供給において、木材価格急変時の供給調整機能を発揮するため、「四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるものとする。

2 検討事項

(1) 委員会は、市況調査等を基に、次の（ア）～（オ）について確認するとともに、いくつか該当する場合には、森林管理局内の国有林材の供給調整の必要性及び6に定める供給調整の実施方法のうち適当なものについて検討し、これらの検討結果を様式1により遅滞なく森林管理局長に報告する。

（ア）木材価格の前月比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。

（イ）木材価格の前月比が、下落（上昇）傾向を5ヶ月以上継続している。

（ウ）木材価格の前年同月比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。

（エ）2カ年平均価格比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。

（オ）上記の外、原木市場等の丸太の入荷量・販売量・在庫率等の状況や先行き動向等が定常範囲を逸脱した動きを示している。

なお、「定常範囲を逸脱する動き」については、国有林材の供給調整機能検討事業調査報告書（平成24年9月28日（財）日本木材総合情報センター）に示された統計的な判断基準、指標を参考とするものとする。

3 委員会の構成

(1) 委員会の委員は、学識経験者、府県の民有林行政の職員及び木材の生産、流通、加工等の関係者の中から、森林管理局長が選任した者で構成する。

(2) 委員の任期は、委員を承諾した日からその年度の3月末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 運営

委員会は、次により運営する。

(1) 委員会には、委員長を置き、委員の互選によって選任する。

委員長は、委員会を総理し、代表する。

(2) 委員長の指名により副委員長1名を置く。

副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 委員会は、原則として四半期に1回開催することを基本に、市況・流通動向を踏まえ、必要に応じ開催する。

ただし、森林管理局長が必要と認める場合には、臨時に開催することができる。

(4) 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(5) 委員長が木材需給の動向等について意見聴取を行う必要があると認めたときは、委員以外の者にヒアリング等を行うことができる。

(6) 委員会の検討に資するため、必要に応じて委員による現地調査を実施することができる。

る。

- (7) 委員会で使用した検討資料について、公表されている資料以外は非公表とする。
- (8) 森林管理局は、委員会の検討結果の概要及び国有林材の供給調整の対応方向を、森林管理局のホームページにおいて公表する。
- (9) 委員会出席に係る委員等の手当は、「謝金の支払い基準について」（平成24年4月17日付け24四経第12号）に基づき、支出する。
- (10) 委員会出席に係る委員等の旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）に基づき支出する。
- (11) この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

5 事務局

委員会の事務局は、森林整備部資源活用課に置き、庶務を行う。

なお、委員会の庶務は、予算の範囲内で外部に委託することができる。

6 供給調整

森林管理局長は、委員会の報告等を踏まえ、森林管理局内の国有林材の供給調整が必要と判断した場合には、次の(1)から(3)の実施方法により国有林材の供給調整を実施する。

(1) 丸太の供給時期等による供給調整

丸太価格の急激な高騰又は下落が生じ、早急に丸太の供給調整が必要と判断される場合には、市場等への丸太の供給時期の調整、立木販売箇所の搬出期間の延長等による供給調整を行う。

(2) 丸太輸送による供給調整

一部の地域において丸太価格の急激な高騰又は下落が生じ、早急に丸太の供給調整が必要と判断される場合は、当該地域と他地域との間での輸送による供給調整を行う。

ただし、森林管理局管内を超える輸送による供給調整を行おうとする場合には、林野庁と調整したうえで実施することとする。

(3) 備蓄林等による供給調整

木材需給に急激な変化が生じた場合であって、前各号による供給調整ではなお不十分と判断される場合には、備蓄林等からの立木供給等による供給調整を行う。

ただし、備蓄林等からの立木供給等による供給調整を行おうとする場合には、林野庁と調整した上で実施することとする。

7 備蓄林等

森林管理署長又は森林管理事務所長は、供給調整の一環として、円滑かつ速やかに立木の販売又は製品の生産を行い得るよう、事業計画で予定する立木販売又は製品の生産を行う林分とは別に、収穫調査等を完了させた林分を備蓄林等として常に一定量を確保しておくものとする。

様式1

平成 年 月 日

四国森林管理局長 殿

四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会委員長

平成〇年度第〇四半期(〇月)の四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会の検討結果について

四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領の2の規程に基づき、四国森林管理局国有林材供給調整検討委員会の検討結果を報告する。

1 検討結果について

(注)供給調整実施の必要性の有無と理由について記載する。

2 供給調整の実施方法

(注)1の検討結果で「供給調整の必要性がある」とした場合は、委員会として有効と判断する供給調整の具体的な実施方法について記載する。

3 その他

(注)特記すべきものがあれば記載する。

(注)局委員会の資料を添付すること。